

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ			コード	603A
提出日	2026/7/29	異動（予定）日	2026/7/29		
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う、独立役員の指定				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動 内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	有村 俊秀	社外取締役	○										○				指定	有
2	井上 北斗	社外取締役	○													○	指定	有
3	岩崎 真人	社外取締役	○													○	指定	有
4	村上 洋一	社外取締役								○		○						
5	石井 雅之	社外監査役	○													○	指定	有
6	大鹿 博文	社外監査役	○													○	指定	有
7	鈴木 亮子	社外監査役	○													○	指定	有
8	野原 健太郎	社外監査役	○										○				指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	有村俊秀氏は当社が主催するセミナーの講師を務めており、同氏に対して講師料の報酬を支払っておりますが、年間1回で且つ少額なものです。なお、今後はセミナー講師の依頼は予定していません。	有村俊秀氏は、大学教授や研究所所長、審議会委員の経験等、業界に関する相当程度の知見を有しており、経営体制の強化に加え、外部からの客観的な経営監視が機能すると考えられるため、社外取締役として選任するものです。 また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないと判断されることから、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。 井上北斗氏は当社の株主になりますが、保有株式は当社株式の1.0%未満であります。	井上北斗氏は、金融業界における長年の経験及び会社役員の経験を有しており、これらの知見・経験を活かし当社の経営全般に関する有益な助言・提言を行いうる人物であるため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないと判断されることから、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	岩崎真人氏は、武田薬品工業株式会社での企業経営の豊富な経験と高い見識及び他社における社外取締役の経験、加えてグローバル化及びM&A並びに組織再編を主導した経験も有し、当社の経営全般に関する有益な助言・提言を行いうる人物であるため、社外取締役に適任と判断しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないと判断されることから、独立役員に指定しております。
4	村上洋一氏が所属しております伊藤忠商事株式会社は当社の議決権の24.7%を保有しており、当社のその他の関係会社であります。当社と伊藤忠商事株式会社とは電力の仕入れ・販売、機器の調達等において取引関係がありますが、同社との取引条件は一般の取引先と同様であります。この他に、当社と同氏の間に人的・資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	村上洋一氏は、業界に関して豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する助言を行いうる人物であるため、社外取締役に適任と判断しております。
5	該当事項はありません。	石井雅之氏は、長年に亘る経理、財務、総務部門での経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的な知識・経験を活かして客観的・中立的な立場で監査しうる人物であるため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないと判断されることから、独立役員に指定しております。
6	該当事項はありません。	大鹿博文氏は、税理士の資格を有しており、金融機関における長年の経験もあることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的な知識・経験を活かして客観的・中立的な立場で監査しうる人物であるため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないと判断されることから、独立役員に指定しております。
7	該当事項はありません。	鈴木亮子氏は、弁護士及び上場企業管理部門管事役員として豊富な経験と高い見識を有しており、専門的な知識・経験を活かして客観的・中立的な立場で監査しうる人物であるため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないと判断されることから、独立役員に指定しております。
8	野原健太郎氏が業務執行者を務めている会社に対して、当社エナジートレーディング事業の代理店として手数料を支払っておりますが、少額なものです。	野原健太郎氏は、経営財務コンサルティング会社の経営者としての幅広い経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的な知識・経験を活かして客観的・中立的な立場で監査しうる人物であるため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないと判断されることから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f.及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5 独立役員の選任理由を記載してください。